

消防予第 273 号
平成 6 年 10 月 18 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

天井設置型消火栓等に係る設置基準について(通知)

消防法施行令(以下「令」という。)第 11 条第 3 項第 2 号に規定する屋内消火栓(以下「2 号消火栓」という。)及び令第 12 条第 2 項第 8 号に規定する補助散水栓の設置については、「社会福祉施設等に係る防火安全対策に関する消防法令の運用について」(昭和 62 年 10 月 26 日付け消防予第 187 号)によりその運用基準を示しているところである。

また、2 号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る評価については、「2 号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る総合的評価について」(昭和 63 年 3 月 18 日付け消防予第 46 号。以下「第 46 号通知」という。)により運用しているところである。

2 号消火栓及び補助散水栓のうち天井に設置するもの(以下「天井設置型消火栓等」という。)については、「物品販売店舗等における防火安全対策について」(平成 2 年 6 月 4 日付け消防予第 62 号)において、種々の場所に設置が可能となるよう研究開発を進めることとされたところであるが、今般、「天井設置型消火栓等に係る設置基準」を下記第 1 のとおり定めるとともに、これに伴い、第 46 号通知別添 1 の「2 号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る評価基準」を第 2 のとおり改めるものである。

貴職におかれては、貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。

記

第 1 天井設置型消火栓等に係る設置基準

天井設置型消火栓等の設置については、消防法施行規則(以下「規則」という。)第 12 条第 2 項及び第 14 条第 7 項の規定によるほか、次によること。

1 天井設置型消火栓等を設置する場所の周囲には、操作に支障を与えるおそれのあるパーテーション、陳列棚、設備、機器等を設けないこと。

2 2号消火栓及び補助散水栓は、各部分から一のホース接続口までの水平距離が、15m以下となるように設置することとされているが、天井設置型消火栓等にあつては、放水障害となるような間仕切、壁等がなく、かつ、ホースを直線的に延長できるなど、消火活動上支障がないと認められる場合にあつては、令第32条を適用し、その水平距離を最長20mまで緩和することとして差し支えないものであること。

3 天井設置型消火栓等の開閉弁をノズル等を降下させるための操作、ホースの延長操作等と連動して開放する場合にあつては、規則第12条第1項第1号又は第14条第7項第5号の規定にかかわらず、令第32条を適用し、床面からの高さが1.5mを超える位置に設けることとして差し支えないものであること。

4 天井設置型消火栓等の表示灯は、規則第12条第1項第3号口又は規則第14条第7項第3号口の規定にかかわらず、令第32条を適用し、当該天井設置型消火栓等の取付け面を3mの高さにした場合に、10m離れた位置で、かつ、1.5mの高さから容易に識別できる赤色の灯火とすることとして差し支えないものであること。

5 ノズル等を降下させるための装置(以下「降下装置」という。)は、次により設置すること。

(1) 降下装置は、天井設置型消火栓等が設置されている場所の周囲又は当該場所を容易に見通せる周囲の壁、柱等に設置すること。

(2) 降下装置のうち直接操作する部分は、床面からの高さが1.8m以下の位置となるように設けること。

(3) 降下装置を壁、柱等に設ける場合には、当該降下装置の上部に規則第12条第1項第3号口又は第14条第7項第3号口の規定に準じて、赤色の灯火を設けること。

(4) 降下装置又はその周囲には、消火栓等の降下装置の操作部分である旨の表示を行うこと。

第2 「2号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る評価基準」の一部基準(略)